

大阪市北区・西区・淀川区と滋慶学園グループとの包括連携協定に関する協定書

大阪市北区・西区・淀川区(以下「甲」という。)と滋慶学園グループ(以下「乙」という。)は、包括連携に関する基本事項について、次のとおり協定(以下「本協定」という。)を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、甲及び乙が、相互に緊密な連携を図り、双方の資源を有効活用した協働による活動を推進することにより、地域社会の活性化と持続的な発展に寄与することを目的とする。

(実施機関)

第2条 滋慶学園グループのうち、本協定は学校法人大阪滋慶学園及び学校法人コミュニケーションアートの別紙記載の学校とする。

(連携・協力事項)

第3条 甲及び乙は、前条の目的の実現のために、次に掲げる事項について連携し、協力する。

- (1) 安全・安心に関すること
- (2) 地域コミュニティ活性化に関すること
- (3) 教育活動支援に関すること
- (4) 高齢者支援に関すること
- (5) 健康・福祉に関すること
- (6) その他目的達成のため必要な事項に関すること

(守秘義務)

第4条 甲及び乙は、本協定に基づく連携・協力において、相手方から知り得た秘密事項について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に対して開示し、又は漏洩してはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合はこの限りではない。

(期間)

第5条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに、甲及び乙のいずれからも書面による特段の申し入れがないときは、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

(協議)

第6条 本協定に定める事項に関して、具体的な連携・協力の細目その他の事項については、甲及び乙が協議して別に定めるものとする。

2 この協定に定める事項について疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項について必要がある場合は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

3 この協定の内容は、相互の合意により修正される。

上記の合意の証として、本協定書を4通作成し、甲及び乙が記名押印の上、各々1通を保有する。

令和5年6月 19 日

甲 大阪市北区扇町2-1-27
大阪市 北区長

前田 昌則

大阪市西区新町4-5-14
大阪市 西区長

三村 浩也

大阪市淀川区十三東2-3-3
大阪市 淀川区長

岡本多加志

乙 大阪市中央区北浜東1-7 滋慶学園ビル北浜
一般社団法人 滋慶学園グループ 代表理事

浮舟 邦彦